

ホクゲンeネットバンキング¹ 利用規定

1. ホクゲンeネットバンキングとは

「ホクゲンeネットバンキング」（以下「本サービス」といいます。）とは、所定の申込手続きを完了し、当行がサービス利用を承認した契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）が占有・管理するパソコン（タブレット端末を含みます。）・スマートフォン・モバイル機器（情報提供サービス対応携帯電話機を含みます。）等の当行所定の端末機（以下「端末機」といいます。）を利用し、インターネットや、携帯電話会社のインターネット情報サービスを介して利用するサービス（以下「モバイルバンキング」といいます。）を通じて当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

2. サービス内容

- 照会サービス、振替・振込サービス、住所変更届受付サービス、公共料金口座振替申込受付サービス、その他当行所定のサービスをご利用いただけます。ただし、モバイルバンキング等、端末機の種類により、ご利用いただけるサービスが制限されることがあります。
- お客さまは、本サービスに今後追加される取引メニューについて、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。なお、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

3. ご利用いただける環境

本サービスの利用に必要な端末機や回線等の使用環境は、お客さまが自己の責任と負担において準備するものとします。

4. ご利用資格

本利用規定を承認し、自己の判断と責任において本サービスをご利用いただける方で、次の各項に該当する場合に本サービスをご利用いただけます。

- 当行本店に総合口座をお持ちの方
- 当行の指定するOS、ブラウザソフト（インターネット上の閲覧用のソフトウェア）を備えたパソコン、スマートフォンまたは当行の指定する機種携帯電話をお客さま自身で占有・管理する方。なお、サービスごとに利用できる端末が制限されることがあります。
- 電子メールアドレスをお持ちの方

5. 利用口座及び代表口座

- 本サービスの利用申込時に、サービスの対象となる口座（以下「利用口座」といいます。）を届け出るものとします。
- 前項により届け出た利用口座のうち、総合口座の普通預金1口座を代表口座兼基本手数料引き落とし口座（以下「代表口座」といいます。）として届け出るものとし、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
- 利用口座は、当行本店のお客さまご本人名義の口座に限ります。
- 利用口座として届け出ることができる科目、種類、口座数は、当行所定とします。
- 利用口座が解約された場合は、当該口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。また、代表口座が解約された場合は、本サービスはすべて解約されたものとみなします。

6. ご利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であってもお客さまに連絡することなく利用を一時停止または中止することがあります。

7. 利用手数料

- 本サービスの利用にあたって基本手数料は無料とします。
- 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を振込指定日に振込資金と同時に利用口座より引き落とします。
- 本サービスに係る手数料等は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）貯蓄預金規定、その他の関係諸規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・カードの提出なしで自動的に引き落とします。
- 当行は、本サービスに係る手数料等を事前に通知することなく変更する場合があります。今後、諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当行所定の方法により引き落とします。
- 利用手数料等引き落としの取扱いについては、領収書等の発行はいたしません。

8. ID・パスワード

- 本サービスの利用申込時に、お取引のご本人確認のため「仮ログインパスワード」を当行所定の書面により届け出るものとします。
- お客さまは、初回利用時、ご利用の端末機から当行所定の方法により、当行にあらかじめ届け出た「代表口座」「仮ログインパスワード」と、当行がお客さまの届出住所宛に通知する「仮確認パスワード」を入力して、任意の「ユーザーID」を登録するものとします。当行で管理している「代表口座」「仮ログインパスワード」「仮確認パスワード」との一致を確認して「ユーザーID」の登録を受け付けます。この「ユーザーID」は随時変更が可能です。
なお、モバイルバンキングを利用する場合の「ユーザーID」は、お客さまが登録する「ユーザーID」に代えて、電話機の識別番号を使用するものとします。
- 「ユーザーID」登録後の初回利用時に、「仮ログインパスワード」及び「仮確認パスワード」を任意のパスワードに変更してください。この変更手続きによってお客さまが当行に届け出たパスワードを正式な「ログインパスワード」及び「確認パスワード」（以下「ログインパスワード」「確認パスワード」を総称して「パスワード」といいます。）とします。なお、本サービスの利用申込後6ヵ月経過した場合、「仮ログインパスワード」及び「仮確認パスワード」は無効とします。
- パスワードの有効期限は、当行所定の期間とします。お客さまは、セキュリティ確保のため、一定期間毎にパスワードの変更を行ってください。
- パスワードを失念した場合または申込後6ヵ月経過によって「仮ログインパスワード」及び「仮確認パスワード」が無効となった場合には、当該契約を解約し、新たにお申込みください。なお、当行はパスワードの照会に対して回答いたしません。
- モバイル機器を変更した場合には、再度サービス開始登録を行っていただく必要がございます。
- スマートフォンで本サービスを利用する場合、またはパソコンを使用して振込・振替サービスまたは民間企業を支払先とする料金払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」を利用する場合、後記29. ワンタイムパスワードサービスによる本人確認を必須とします。また、スマートフォン及びパソコンを利用する場合、パソコンから本サービス利用する際にもワンタイムパスワードによる本人確認が必要となります。モバイルバンキングではワンタイムパスワードをご利用いただけません。

9. 本人確認

- 当行は、本サービスの利用の都度、端末から送信されたユーザーID及びログインパスワードと当行で管理しているユーザーID及びログインパスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。
また、利用する端末またはサービスによっては、上記ログインパスワードの確認とあわせて、端末から送信された確認パスワードと当行で管理している確認パスワードや後記29.のワンタイムパスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。
- 前項の本人確認を行い取引を実施しましたう場合は、ユーザーID・パスワード及びワンタイムパスワードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。したがって、ユーザーID・パスワード及びワンタイムパスワードは、他人に知られたり紛失・盗難に遭わないよう、お客さまご自身の責任において厳重に管理してください。なお、当行行員がこれらの内容をお尋ねすることはありません。
- 万一、パスワードの漏洩が判明した場合、お客さまは速やかに端末機操作によりユーザーID・パスワード変更を行うとともに、不審な取引の有無を確認し、手続きが完了していない取引

があれば直ちに取消操作を行ってください。また、当行所定の方法により届け出てください。

- お客さまがパスワードの入力を当行所定の回数を連続で間違えた場合は、本サービスの利用を中止します。お客さまが本サービスの再開を希望する場合は、当該契約を解約し新たにお申込みください。なお、当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 依頼方法

- お客さまは、所定の入力事項を所定の操作により当行に送信してください。当行が本サービスによる取引等の依頼を受けた場合、当行は所定の本人確認終了後、依頼内容を確認し、一致した場合に限りお客さまからの依頼とみなし、当行が受信した依頼内容をお客さまが依頼に用いた端末機に返信します。
- お客さまは、前項に基づき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、確認パスワードを入力し、送信してください。
当行は、受付完了メッセージをお客さまが依頼に用いた端末機に返信し、お客さまがこれを確認した時点でお客さまからの依頼が確定したものとみなします。
- サービスの利用後は、端末機の操作、登録済メールアドレスに配信される取引確認メールの確認もしくは通帳への記帳によりすみやかに取引結果を照合してください。万一、取引内容等に疑義がある場合は、直ちにその旨を利用口座の取引店に連絡してください。取引内容等に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じたときは、当行のコンピュータに記録された内容を正当なものとして取扱います。

11. 照会サービス

- 照会サービスとは、あらかじめ登録されたお客さま名義の利用口座について、口座残高及び入出金明細情報を提供するサービスです。
- 照会サービスの依頼にあたっては、照会の種別、ご利用口座等の所定事項を所定の手順に従って当行に送信してください。当行がお客さまから照会サービスの依頼を受信し、所定の本人確認手続きの結果、お客さまからの依頼と認められた場合は、当行は依頼内容にもとづく口座情報を回答します。
- 当行が回答した口座情報は、その残高、入出金明細を証明するものではなく、口座の取引内容に訂正または取消があった場合には、当行は、お客さまに通知することなく回答済の口座情報を訂正または取消することがあります。このような訂正または取消のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 振替・振込サービス

- 振替・振込サービスは、あらかじめ登録された利用口座のうちお客さまが指定した口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振替資金または振込資金を引き落としのうえ、お客さまが指定した当行または当行以外の金融機関の国内支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）宛に振込通知を発信、または振替の処理を行うサービスです。
ただし、当行以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。
なお、振替サービスにおける入金指定口座は、お客さまご本人名義の本サービス利用口座に限ります。
- ワンタイムパスワードの利用
ワンタイムパスワードを利用しているお客さまに限り、振替・振込サービスを利用できるものとします。（モバイルバンキングによる取引を除く）
- 振替・振込サービスの1日あたり（ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。）の取引限度額は、当行所定の金額の範囲内でお客さまが端末機より登録した任意の金額（以下「振込限度額」といいます。）の範囲内とし、振替・振込依頼日基準で即時取引の金額と予約取引の金額の合算額で判断します。この場合、振込限度額を超えた取引依頼については、当行は取引の実行する義務を負いません。なお、お客さまが振込限度額を変更された場合、その時点であらかじめ依頼を受けていた振込などの予約分のうち、手続の完了していないものについては、当行は、変更後の限度額に関わらず当該取引を処理するものとします。
- 予約取引における振替・振込指定日は、当行所定の期間とします。ただし、当行はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- 振替・振込資金及び振込手数料は、振込・振替予定日の前日までに入金してください。
- 振替・振込資金及び振込手数料の引落としについては、即時取引の場合は振替・振込が確定した時点で、また予約取引の場合は指定日に、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）貯蓄預金規定、各種カードローン規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・カードの提出を受けることなく、支払指定口座から当行所定の方法により引き落とします。
ただし、振替・振込指定日に支払指定口座からの引落としが複数ある場合には、その引落とし金額の総額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを引き落としかは当行の任意とします。
- 振替・振込依頼内容の組戻・訂正等
 - 依頼日の翌営業日以降所定期間の支払日を指定した予約取引において、指定日以前の当行所定の時まで、端末機によって当行の所定の方法により依頼の取消を行うことができます。
 - 前号を除き、振替・振込の依頼内容確定後は、依頼内容を取り消すことはできません。
ただし、当行がやむを得ないものと認めて組戻を承諾する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本店の窓口において組戻の手続により取扱います。なお、組戻の受付にあたって、当行所定の組戻手数料をいただきます。組戻手数料は組戻ができなかった場合でも返却しません。
 - 前号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
 - お客さまの依頼に基づき当行が発信した振込の口座番号相違・受取人名義相違等につき、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の振込があった場合には、当行は依頼内容についてお客さまの届出連絡先宛に照会することがあります。
この場合は、速やかに回答してください。当行からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、届出連絡先への連絡がつかない場合は、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 次の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落としした口座に入金します。
なおこの場合、振込手数料は返却いたしません。
 - 組戻。
 - 入金指定口座該当なし。
 - 当行からお客さまへの照会に対して相当の期間内に回答がなかったとき。
 - 届出連絡先への連絡がつかないまま相当の期間を経過したとき。
- 以下に該当する場合、当行は振替・振込サービスの取扱いをいたしません。
 - 振替金額または振込金額と振込手数料の合計額が支払指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
 - お客さまから支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
 - 入金指定口座に対して入金停止の手続きがとられているとき。
 - 差押等やむを得ない事情があり当行が取扱いを不適当と認めたとき。

13. 料金払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」

- 料金払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金払込サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込を行うため、お客さまがお客さまの端末機を利用して払込資金をあらかじめ登録された利用口座のうち、お客さまが指定した口座（以下「支払指定口座」といいます。）から引き落とす（総合口座取引規定に基づき当座貸越により、引き落とす場合を含みます。但し料金払込サービスにおいては利用口座のうちカードローンがご利用いただけません。以下同じです。）ことにより料金等の払込を行う取扱いをいいます。
なお、料金払込サービスで払込ができる料金等は当行所定のものに限ります。また、料金払込

がご利用できる収納機関等については、当行ホームページ上に記載します。

- 料金等払込をするときは、当行が定める方法及び操作手順に従ってください。収納機関が民間企業である場合、後記29. 記載のワнтаイムパスワードによる本人確認が必要です。
- お客さまの端末機において、収納機関から通知された収納機関番号、お客さま番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。但し、お客さまが収納機関のホームページ等において、納付情報、または請求情報を確認したうえで、料金等の支払方法として料金払込サービスを選択した場合はこの限りではなく、当該請求情報または納付情報が料金払込サービスに引き継がれます。
- 前項本文の照会または前項但書の引継の結果としてお客さまの端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等払込の依頼を行ってください。
- 料金等払込にかかる契約は、当行がコンピュータシステムにより申込内容を確認して払込資金を預金口座から引落した時に成立するものとします。
- 次の場合には料金等払込を行うことができません。
 - 停電、故障により取り扱いきれない場合
 - 申込内容に基づく払込金額（当行所定の利用手数料がかかる場合はその合計額）が、手続き時点において利用者の口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約がある時は貸越可能残高を含みます。）を超える場合
 - お客さまの口座が解約済みの場合
 - お客さまの口座に関して支払い停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合
 - 差押等やむを得ない事情があり当行が不適合と認めた場合
 - 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - 当行所定の回数（5回）を超えて暗証を誤って端末機に入力した場合
 - その他当行が必要と認めた場合
- 料金払込サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。
- 料金等払込にかかる契約が成立した後は、料金等払込の申込を撤回することができます。
- 当行は、料金等払込にかかる領収書（領収証書）を発行致しません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- 料金払込サービスの利用について、収納機関から通知されたお客さま番号等その他所定の項目の入力を5回以上誤った場合は、当行所定の時間が経過するまで料金払込サービスの利用を一時停止いたします。（以下、「料金払込のロックアウト」といいます。）また、「料金等払込サービスのロックアウト」を3回連続した場合、その時点で当行は料金払込サービスの利用を完全に停止いたします。料金払込サービスの利用を再開するには、お客さまご本人により「解約申込」及び「新規申込」が必要となります。
- 前項と同様に収納機関から通知されたお客さま番号等その他所定の項目の入力を収納機関所定の回数を超過して誤った場合、収納機関により料金払込を停止される場合があります。料金払込の利用を再開するには収納機関所定の手続きを行ってください。
- 料金払込サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料及び手数料にかかる消費税をいただく場合があります。
- 前号の利用手数料は、料金等支払と同時に支払指定口座から、通帳及び払戻請求書の提出なしで引き落とされれるものとします。

14. 定期預金受付サービス

- 本サービス（モバイルバンキングを除きます。）により、お客さまは定期預金の口座開設、預入れおよび払込の依頼を行うことができます。ただし、当行が定める定期預金商品に限ります。本規定で別段の定めのない場合は、当行定期預金規定、総合口座取引規定、及び各預金規定により取扱います。本預金は預金保険の対象であり、前保険の範囲内で保護されます。
- 定期預金の利用にあたっては、代表口座または利用口座の総合口座の定期口座がe ネットバンキングのサービスの利用口座に登録されていることが必要です。
- 定期預金口座の開設については、代表口座または利用口座に登録されている総合口座普通預金にセットすることにより開設し、e ネットバンキングの利用口座に登録します。
- 定期預金の預入れは代表口座または利用口座の普通預金から入金金額を引落し、利用口座に登録されている総合口座定期預金口座に定期預金を作成します。
- 1回あたりの預入れ金額は1万円以上1,000万円未満となります。
- 定期預金の払出は、e ネットバンキングの利用口座として登録済みの総合口座定期預金で当行が定める定期預金商品に限ります。
- 払出す場合の元金と利息は、入金先として選択されたe ネットバンキングの利用口座に入金します。
- 定期預金の預入れ・払出の指定日（以下に述べる預入れ・払出等の処理を行う日を指定日といいます。）は、依頼日の受付時刻により当日または翌営業日とします。また、処理時刻は指定日の14時以降とします。
- 定期預金の預入れ・払出の取消は、預入れ・払出の指定日当日の14時までとします。
- 適用金利は、指定日における当行所定の金利とします。

15. 住所変更届受付サービス

- 住所変更届受付サービスとは、お客さまの依頼に基づき、お客さまが当行に届け出る事項のうち、住所変更の手続きを行うサービスを行います。ただし、当座預金取引、融資取引（カードローンを含みます。）、投資信託取引、外国為替取引、勤労者財産形成住宅・年金貯蓄非課税制度、老人等の少額貯蓄非課税制度、老人等の少額公債利子非課税制度を利用している場合については、住所変更の受付はできません。別途、当行所定の本人確認資料を提示のうえ、当行本支店の窓口で手続きを行ってください。
- 住所変更の手続きは当行所定の方法により処理します。なお、処理には当行所定の手続期間を要します。

16. 公共料金口座振替申込受付サービス

- 公共料金口座振替申込受付サービスでは、お客さまの依頼に基づき、代表口座を自動引落とし口座とする公共料金の支払いに関する口座振替契約を申込むことができます。ただし、申込み可能な収納機関は当行所定の収納機関に限ります。
- 前項による公共料金口座振替契約については、別途定める口座振替規定を適用します。
- 口座振替の開始時期は、各収納機関の任意の時期となります。口座振替の開始時期については、当行は責任を負いません。

17. 投資信託取引サービス

- 投資信託取引サービスの内容
 - 投資信託取引サービスとは、お客さまの依頼に基づき、当行が投資信託受益権の取得、解約注文の受付、及びそれらに付随する業務を行うサービスです。なお、次に定める取扱いはできません。
 - 積立投資信託「千里くん」の解約
 - 受益権の受入及び返還
 - 所得税法に定める障害者等の少額預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）設定
 - お客さまは、当行所定の方法で投資信託取引サービスの申込みを行うことにより、投資信託取引サービスを利用できるようになりますものとします。
 - お客さまの投資信託決済口座（ファンド購入資金及び手数料の引落とし、解約時の入金に必要な普通預金口座）がサービス利用口座としてe ネットバンキングサービスに登録されているものとします。
 - お客さまが未成年の場合は、投資信託取引サービスをご利用いただくことはできません。また、e ネットバンキングサービス契約時の年齢が当行所定の年齢以上の場合、投資信託取引サービスをご利用いただけない場合があります。
- 購入・解約
 - 投資信託取引サービスにおいて取引可能な受益権は、当行所定の投資信託ファンド（コース）とし、1回当たり、1日当たりの取引金額、口数は当行所定の範囲内とします。
 - 投資信託取引サービスにおける取引可能な時間は、店頭での取引受付時間とは異なる場合があります。
 - お客さまはファンドの購入前に必ず最新の目録見書により、購入するファンドの商品内

容、特徴、手数料等について十分に理解をした上で、購入の注文を行うものとします。各ファンドの最新の目録見書は、当行ホームページからのダウンロード、店頭受取、郵送受取のいずれかの方法により交付を受けるものとします。

- 受益権の取得及び解約にあたっては、お客さま自らの判断と責任においてお申し込みください。なお、受益権の取得にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。
- 購入の注文を受けた場合、お客さまの「利用口座」のうちお客さまが指定した普通預金口座または貯蓄預金口座から、当行所定の時間に、ファンドの購入資金及び購入手数料を引き落します。その際、出金口座の残高が不足した場合は、購入の注文がなかったものとして、取扱います。
- 複数ファンドの購入注文を行ったお客さまの指定預金口座の残高が振替金額の総額に満たない場合は、そのいずれかのファンドを買付るかは当行の任意とします。
- 当行所定の時間以降及び銀行休業日に注文を受けた場合、受益権取得にかかる手続きを翌営業日に行います。
- 解約の注文は、手数料、税金及び諸費用等を差引いた解約代金を、各ファンド毎に定められた受渡日に指定の口座へ入金します。当行所定の時間以降、及び銀行休業日に解約の注文を受けた場合、受益権の解約にかかる手続きを翌営業日に行います。
- 購入・解約注文の取消は、当行所定の時間までに所定の方法で行うものとします。所定の時間を経過した場合注文の取消は出来ません。
- 購入・解約の取引の結果は、後日、「取引報告書」を郵送しますので、お客さまは取引内容を確認するものとします。
- 取得する受益権が収益分配金を再投資する累積投資コースの場合、累積投資約款の取決めにかかわらず当該受益権の累積投資契約が締結されることとし、累積投資取引申込書の記入及び署名捺印は要しないものとします。
- 次のいずれかに該当する場合は、取引は不成立となります。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当行の責に帰すべき場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
 - 出金口座、または「投資信託口座」が解約済のとき
 - お客さまから出金口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき
 - 差押等やむを得ない事情があり当行が支払いを不適当と認めたとき
 - 住所変更・連絡先の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由により、当行でお客さまの所在が不明となっていることが判明したとき
 - 停電、故障等により取扱いきれない場合
 - 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（「本人確認法」）に基づく本人確認が行えなかった場合
 - やむを得ない事情があり、当行が取扱いを不適当または不可能と認めたとき

18. 電子メールアドレスの届出と利用

お客さまは、当行からお客さまへの通知等の手段として、電子メールを利用することに同意するものとします。なお、届出の電子メールアドレスについて変更があった場合、お客さま自らが端末により届け出るものとします。変更の届出がなかった場合及びお客さまの使用環境の不備あるいは電話回線の不通等によって通知等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものと取扱います。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

19. 届出事項の変更

- 住所・氏名・印鑑等届出事項の内容に変更がある場合には、当行所定の書面により直ちに届け出てください。また、住所変更については、本サービスのパソコンによる端末機操作でも手続きを行うことができます。なお、この届出の処理前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

20. 海外からの利用

お客さまが本サービスを海外からご利用される場合は、各国の法令、事情、その他事由により取引または機能の全部または一部をご利用いただけないことがあります。

21. 免責事項

- 申込書類等に使用された印章と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたら、それらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことに起因する損害については、当行は責任を負いません。
- 当行及び金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さまのパスワード等または申込口座の取引情報が漏洩あるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 災害・事変・裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合及び当行の責によらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害ならびに電話回線、携帯電話網、インターネットの不通等により、本サービスの取扱が遅延した場、場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- システム更改時あるいは障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- お客さまは当行が提供するガイドブック、リーフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、及び本人確認手段について理解し、リスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正使用があっても、このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 本サービスの利用に関して、その他当行の責によらない事由によりお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 当行以外の金融機関または電子決済等代行業者の責による事由によりお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

22. 解約等

- 本サービスの利用に関する契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- お客さまの都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約通知を行います。この場合、通知が住所変更等の事由によりお客さまに到達しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。ただし、本サービスによる取引で未処理のものが残っている場合は、解約の届出にかかわらず当行は当該取引を処理するものとします。なお、当該手続きには本規定が適用されます。
- お客さまに次の事由が一つでも生じた場合において、当行はいつでもお客さまに事前にご通知することなく、本契約を解約もしくは本契約に基づく全部または一部のサービス提供を中止することができますものとします。
 - 支払停止または破産・民事再生手続開始等の申立があったとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 相続の開始があったとき。
 - 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
 - 一定期間を超えてサービスの利用がなかったとき。
 - サービス提供に関する諸手数料の未払いが生じたとき。
 - 本規定に違反するなど、当行が本サービス停止を必要とする相当の事由がお客さまに発生したとき。

23. 関係規定の準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、貯蓄預金規定、定期預金規定、各種カードローン規定、キャッシュカード規定、振込規定、口座振替規定等の各種規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

なお、上記の規定については当行本店の店頭に備え置いてあります。

24. 規定の変更

本規定の内容については、事前に通知することなく変更できるものとします。この場合、当行ホームページへの掲載等当行の定める方法によりお客さまへ周知します。なお、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

25. 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

26. 譲渡質入れ等の禁止

当行の承諾なしにこの取引に基づくお客さまの権利及び預金等の譲渡、質入れはできません。

27. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

28. 住宅ローン残高照会・一部繰上返済受付サービス

(1) 住宅ローン残高照会・一部繰上返済受付サービスの内容

① 住宅ローン一部繰上返済受付サービスとはお客さまからのインターネットバンキング（モバイルを除く）による依頼に基づき、当行でお借入れの住宅ローンについて残高照会ならびに以下の一部繰上返済の予約及び付随する業務を行うサービスです。

- ・住宅ローン残高照会
- ・住宅ローン一部繰上返済の予約
- ・一部繰上返済シミュレーション
- ・一部繰上返済予約内容の確認・取消

② なお、次に定める取扱いはできません。契約者は取引店にて手続きを行うものとします。

- ・住宅ローン全額繰上返済
- ・毎月返済及び増額返済の割賦金の変更
- ・増額返済部分のみの繰上返済

(2) サービスの対象となる住宅ローン

- ・残高照会・一部繰上返済サービスについては当行所定の住宅ローンを対象とします。
- ・ミックス金利やプラスM優遇金利が適用されている住宅ローンは本サービスでお取り扱いできません。
- ・なお、一部繰上返済が可能な住宅ローンであっても、後記（3）⑩に該当する場合には住宅ローン一部繰上返済サービスをご利用いただけません。

(3) 一部繰上返済の受付

① 一部繰上返済を行う場合には当行所定の方法で取扱うものとし、この条項に定めのない事項については、ローン契約時にお差し入れたいただいた金銭消費貸借契約証書及びこれに付随する契約書等（以下「原契約等」といいます。）に従うものとします。

② 住宅ローン一部繰上返済サービスで使用する「繰上返済元金」という表現は、元金のみを指す場合と、元利金を指す場合があります。

③ 一部繰上返済可能日は原契約等に定める毎月の返済日のうち当行所定の日とし、当行所定の時限までに依頼するものとします。

④ 当該ローン契約が連帯債務型である場合、もしくは連帯保証人がいる場合は、あらかじめ連帯債務者・連帯保証人の同意があるものとして取扱います。同意確認がお済みでない場合は、確認後、再度お申込みください。

⑤ 一部繰上返済予約のお申込内容は、当行がその内容を確認した時点で予約が確定したものとし、次回ご返済日に処理を行います。

⑥ 一部繰上返済予約のお申込受付後、ご自宅または勤務先にお申込内容確認のお電話をさせていただく場合があります。

⑦ 一部繰上返済により増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上返済元金に含めるものとし、繰上返済日に支払うものとします。

⑧ 一部繰上返済に伴う返済期限等の原契約の契約内容については、一部繰上返済の処理が行われた時点で変更し、効力を有するものとします。なお、別途変更契約書等の締結はおこなわないものとします。

⑨ 繰上返済元金金は繰上返済日前日までに原契約等で定める口座に入金するものとします。また、当月分のご返済金額も加えてご入金ください。残高不足等の理由により、引落しできない場合には当該返済依頼はなかったものとして取り扱います。

⑩ 一部繰上返済予約のお申込を受付した場合においても、以下の場合には、当該返済処理は行わず、当該返済依頼はなかったものとして取り扱います。

- ・すでにお取引店一部繰上返済のお申込みをされている場合
- ・返済用口座に口座引落し禁止等の制限がなされている場合
- ・約定返済が遅れている場合
- ・民事再生手続きなど法的整理（手続き）の場合

※上記以外でもお借入内容やご返済状況によってお取り扱いできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

⑪ 一部繰上返済の処理結果ならびに一部繰上返済に伴う返済期限等の原契約の契約内容の変更については、お取引確認画面にて確認するものとします。なお、一部繰上返済後の元利金払込手控帳は繰上返済処理後に郵送にて交付するものとします。

⑫ 一部繰上返済に伴い、保証料や住宅融資保険料の返戻が発生する場合は、後日ご返済口座へ返戻保証料を入金させていただきます。

(4) ご注意いただきたい事項

① 住宅取得控除を受けられている方で、一部繰上返済後の返済期間（初回返済日から一部繰上返済後の最終返済日まで）が10年未満（元金の返済回数が120回未満）となる場合には、住宅取得控除の対象外となります。なお、お借入当初、ご返済を据置（お利息のみ支払い）された場合、ご返済を据置された期間は借入の返済期間に含まれませんのでご注意ください。

また、本年の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」をすでに受け取られている方で、本年未だに一部繰上返済された場合、年末予定額が変わりますので、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の再発行が必要です。再発行については取引店の窓口にお申し出ください。

② 一部繰上返済を行う住宅ローンに債務返済支援保険が付保されている場合には、別途異動のお手続きが必要となります。お手続きについては、当行からご案内いたします。

③ ご不明な点は本サービス内の「入力方法」や当行ホームページ内の「サービスのご案内」等をご覧ください。

29. ワンタイムパスワードサービス

(1) ワンタイムパスワードサービスの内容

① ワンタイムパスワードとは、当行がお客さまに提供するトークン（パスワードを生成する機器またはアプリ機能）により生成され、表示された一度限り有効な可変的なパスワードをワンタイムパスワードといい、当行はお客さまがログインする際の本人確認手続きに利用するものとします。なお、モバイルバンキングには利用できません。

② トークンには「ソフトウェアトークン」と「ハードウェアトークン」の2つの方式があり、いずれか一方を選択するものとします。

A. ソフトウェアトークン

スマートフォン、タブレット端末または携帯電話（以下、「スマートフォン等」といいます）のアプリ機能を利用する方式で、お客さまはワンタイムパスワードを生成するアプリ機能（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」）をスマートフォン等にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。なお、ワンタイムパスワードアプリをダウンロードできる端末は、当行が指定する機種スマートフォン等に限りです。

B. ハードウェアトークン

当行がお客さまに提供する専用の機器「ハードウェアトークン」を利用する方式で、お客さまは所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

③ スマートフォンで本サービスを利用する場合は、ワンタイムパスワードの利用を必須とし、ワンタイムパスワードの利用開始後は、パソコンからログインする場合もワンタイムパスワードを利用することとします。なお、ワンタイムパスワードの利用を解除した場合は、スマートフォンから本サービスを利用することはできません。

④ パソコンのみで本サービスを利用する場合、ワンタイムパスワードの利用は任意とします。ただし、前12. 振替・振込サービス及び前13. 料金払込サービス（民間企業あての払込の場合）の利用にはワンタイムパスワードが必要です。

(2) ワンタイムパスワードサービスご利用者

① 本サービスご契約のお客さまは、ワンタイムパスワードサービスをご利用いただくことが可能です。

② お客さまは本サービス内で当行所定の方法により、ワンタイムパスワードのご利用の開始及び解除を行うことができますものとします。

(3) スマートフォン等について

ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードサービスのご利用にあたっては、以下の条件を満たすスマートフォン等が必要です。

- A. お客さまご自身で占有・管理していること。
- B. ワンタイムパスワード対応機種であること。
- C. 携帯電話等の日時が正しく設定されていること。
- D. 当行所定のソフトウェアトークン用メールアドレスからの電子メールが受信可能となっていること。
- E. URL付きの電子メールが受信可能となっていること。

(4) ご利用方法

① ソフトウェアトークンの取得

A. お客さまがワンタイムパスワードサービスのご利用を希望する場合は、本サービスにログインし当行所定の方法によりソフトウェアトークンを使用する携帯電話等の電子メールアドレスとソフトウェアトークン利用開始用の「利用開始パスワード」を入力の上、ソフトウェアトークンの発行手続きを行ってください。

B. ソフトウェアトークン発行手続き後、お客さまが指定した携帯電話等に電子メールが送信されますので、記載されたURLより「ワンタイムパスワードアプリ」をダウンロード・インストールし、ユーザーID、当該アプリに電子メールに記載されたサービスID、ユーザーID及びソフトウェアトークン発行手続き時に指定した「利用開始パスワード」を入力しソフトウェアトークンを取得し初期設定を行ってください。

C. 初期設定完了後、パソコン（タブレット端末を含む）からは、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続きを行ってください。スマートフォンからは、ワンタイムパスワードアプリの「ログイン」ボタンからのログインによりワンタイムパスワードの利用開始となります。なお、利用開始手続きはパソコン（タブレット端末を含む）またはスマートフォンいずれか一方より行うことで完了します。

② ハードウェアトークンの取得

A. 当行所定の申込書によりハードウェアトークンの発行申込を行ってください。

B. 申込受付後、当行より銀行届出住所宛てにハードウェアトークンを当行所定の方法で送付します。なお、宛所不明等の理由によりハードウェアトークンをお届けできなかった場合は、申込依頼はなかったものとして取り扱います。

C. ハードウェアトークンがお手元に到着後、パソコン（タブレット端末を含む）からログインし、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続きを行ってください。

③ ワンタイムパスワードの利用開始

ソフトウェアトークンの取得後、本サービスにログインし当行所定の方法によりワンタイムパスワードご利用開始登録手続きを行ってください。お客さまが入力したワンタイムパスワードを当行が確認したうえで、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

④ ワンタイムパスワードによる本人確認
ワンタイムパスワードの利用開始後は、当行は本サービスの所定の取引について、お客さまのログインID及びログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認を行います。

⑤ ワンタイムパスワードの利用解除

A. ワンタイムパスワードサービスのご利用を中止する場合は、本サービスにログインし当行所定の方法によりワンタイムパスワードのご利用解除手続きを行ってください。

なお、再度ワンタイムパスワードをご利用する場合は、ワンタイムパスワードご利用解除日の翌日以降に前記①～③の手続きを行ってください。

B. ソフトウェアトークンを使用している携帯電話等を変更する場合は、携帯電話等の変更前にブラウザ（パソコンまたはスマートフォン）で前記Aの手続きによりワンタイムパスワードの利用解除手続きを行っていただき、その翌日以降に前記①及び③の手続きを行ってください。

ソフトウェアトークンを使用している携帯電話等を解約する場合は、解約前に前記Aの手続きによりワンタイムパスワードの利用解除手続きを行ってください。

⑥ 手数料

発行・更新手数料及び利用手数料は無料とします。ただし、ハードウェアトークンについては、紛失・盗難により再交付を受ける場合、お客さまは当行所定の再交付手数料を代表口座からの口座振替により支払うものとします。

(5) トークンの有効期限

トークンは当行所定の有効期限があります。有効期限が近づいた場合は、端末画面、Eメール等にてその旨を通知しますので、お客さま有効期限到来前に更新手続きを行うものとします。なお、有効期限到来前に更新手続きを行わなかった場合は、本サービスにログインできなくなることがあります。

(6) ワンタイムパスワード及びトークンの管理

トークンを使用している携帯電話、ハードウェアトークン及びワンタイムパスワードはお客さまご自身の責任において厳重に管理し、紛失、盗難、ワンタイムパスワードを他人に知られることのないよう、十分注意してください。

万一、ソフトウェアトークンをダウンロードした携帯電話やハードウェアトークンを紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、他人に使用されたことを認知した場合は、速やかに電話等により当行へ連絡してください。

当行はこの連絡を受けたときは、直ちに本サービスの取扱いを停止します。なお、当行への連絡前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(7) ワンタイムパスワードの誤入力による本サービスのご利用停止

お客さまがワンタイムパスワードで、所定の回数以上連続して誤入力された場合、本サービスのお取扱いを停止いたします。再度、本サービスをご利用したい場合は、当行所定の手続きが必要となります。

(8) ワンタイムパスワードの解約等

本サービスを解約した場合は、ワンタイムパスワードサービスも同時に解約となります。

(9) 免責事項

① 前記④(3)の利用開始手続きを経たのち前記④(4)の本人確認を行ったうえは、当行は 依頼者を契約者とみなし、不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

② トークンの不具合等により、取り扱いが遅延または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

30. 利用可能端末設定サービス

(1) 利用可能端末設定サービスの内容

利用可能端末設定サービスとは、本サービスにおいて利用する端末の種類を設定できるサービスです。

(2) 利用可能端末設定サービスのご利用者

本サービスご契約のお客さまは、利用可能端末設定サービスをご利用いただくことが可能です。

(3) 利用する端末の種類

① お客さまは、当行所定の方法により端末の種類ごとに本サービスを利用の可否を設定することができます。

② 端末の種類区分は当行所定のものと異なります。

③ パソコンとスマートフォンとは、端末種類はブラウザに区分されることから、パソコン・スマートフォンのいずれか片方だけの利用制限はできません。

以上

「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」

株式会社北越銀行 へて

私（本サービスの申込人（本サービスの申込人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む）以下同じ）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスが停止され、または通知により本サービスが解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴行に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴行に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

- ① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為